

【科目情報】

授業コード	1FCB604010	科目ナンバリング	FCALAW84004-J1
授業科目名	消費者法		
担当教員氏名	坂東 俊矢		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	金曜5限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>この講義では、消費者法の基礎的な考え方を学びます。その目的は、消費者被害の救済法理を、消費者基本法の消費者の権利という観点から考えることにあります。消費者被害の法的な救済は、単に民事法理によってだけでなく、行政規制や消費者施策も重要です。とりわけ、消費者被害の拡大防止や未然防止には、行政規制が大きな役割を果たしています。もっとも、時間的に限られたこの講義では、民法などの民事法理との関係を重視して、消費者被害の救済法理の意義と課題とを講義します。その対象となる法律は、民法、消費者契約法、特定商取引法そして割賦販売法などです。加えて、製品の安全性にかかわる法律として、製造物責任法とその裁判例を検討します。</p> <p>消費者法のもうひとつの大切な役割が、法を通して自らの消費生活について消費者に何ができるのかを考えることです。例えばSDGでは、持続可能な消費生活の実現が課題となっています。食品の表示にかかる法を理解することは、SDGsでその解決が目指されている「食品ロス」の問題を考えるためには不可欠です。こうした問題の解決は、消費者のかかわりと理解なしにはあり得ません。そのために法と法律家は何ができるのかも考えたいと思います。</p>
到達目標	<p>この講義の到達目標は、消費者の契約被害と製品の安全をめぐる救済法理について、その基本的な考え方とその課題とを理解することです。そのために、民法の契約と人に関わる法理を消費者の権利という観点から整理して理解すること。また、さまざまな消費者問題の理解と解決のために、法や法律家が果たすべき役割についても、その考え方を理解すること。さらに、消費者問題を法的に解決するために、さまざまな主体、例えば行政や消費者団体などがどのように関与しているのかも学びます。その学びを通して、消費者被害の救済のために法の活用ができるようになります。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	消費者被害の現実と法の役割－消費者基本法と消費者政策	事前：消費者基本法が定める消費者の権利について整理する。事後：消費者の権利行使が有効に機能するための法の役割を理解する。
第2回	民法と消費者法の交錯－未成年者取消権の消費者保護機能と成年年齢の18歳への引下げ	事前：民法の未成年者法理を確認する。事後：未成年者の契約被害の現状と法的救済のあり方を理解し、成年年齢の18歳への引下げによる課題を整理する。
第3回	消費者契約法の理論と実際（1）－消費者契約の定義と不当勧誘による取消し	事前：消費者契約法2条および4条を整理する。事後：具体的な不当勧誘行為の例を理解し、実際の事例への適用を考える。
第4回	消費者契約法の理論と実際（2）－不当条項の規制（民法の約款規制も視野に入れて）	事前：民法の約款に関する条項と消費者契約法8～10条を整理する。事後：不当条項規制に関する裁判例など、その考え方を理解する。

第5回	特定商取引法の理論と実際（1）－特商法の適用範囲（ネガティブオプションを含む）と行政処分の実際	事前：特商法の法的な性格とその適用範囲を整理する。事後：契約成立と消費者法の関係及び特商法による行政処分の意義と課題を理解する。
第6回	特定商取引法の理論と実際（2）－訪問販売を例としてクーリング・オフを理解する	事前：クーリング・オフの条文を読んで、その要件を整理する。事後：クーリング・オフが持つ消費者救済法理としての意義を理解する。
第7回	特定商取引法の理論と実際（3）－継続的役務をめぐる被害救済法理	事前：役務提供型契約に関する民事法理論を整理する。事後：継続的役務に関する消費者救済法理の意義と裁判例を理解する。
第8回	特定商取引法の理論と実際（4）－ネット通販をめぐる被害救済法理	事前：通信販売による契約の特性について、通常の契約との対比で整理する。事後：ネット通販をめぐる紛争の実際と救済機関と法の実際について理解する。
第9回	割賦販売法の理論と実際（1）－割賦法の適用対象と加盟店管理責任と適正な与信管理	事前：クレジットで商品を購入する場合の法律関係を整理する。事後：割賦販売法によって事業者に課せられる義務を理解する。
第10回	割賦販売法の理論と実際（2）－クレジットカード	事前：クレジットカードに関する法的課題を整理する。事後：クレジットカードによる決済が法や約款でどのように取り扱われるかを、その裁判例を含めて理解する。
第11回	製造物責任法の理論と実際－製品の欠陥にかかる被害救済法理	事前：製品に欠陥があった場合の民法による救済について整理する。事後：裁判例を通して、製品の安全性にかかる法律が果たす役割を理解する。
第12回	食品表示と消費者の権利（1）－消費者が選択の権利を行使できる表示のあり方	事前：食品表示が消費者の選択権行使に果たす役割を整理する。事後：食品表示に関する法律的な意味とその課題について理解する。
第13回	食品表示と消費者の権利（2）－機能性表示食品と景品表示法それに消費者団体の役割	事前：いわゆる健康食品に関するわが国の制度を整理する。事後：誤解を招く表示に対する景品表示法と消費者団体の役割を理解する。
第14回	SDGsと消費者法－「食品ロス」の問題を解決するための法と消費者の役割	事前：SDGsとは何か、また食品ロス問題をどう取り扱っているかを整理する。事後：食品ロスの現状とその解決に向けた課題を理解する。
第15回	まとめの講義－消費者市民社会と法	事前：消費者教育推進法の意味とその法律が目指す社会について整理する。事後：消費者が主体的に消費者生活のあり方に関わる基盤について理解する。

第16回	期末試験	
------	------	--

<b>成績評価方法</b>	<p>絶対評価</p> <p>期末試験が70%、消費者契約法に関する講義が終了した段階で課すレポートを30%とし、消費者法を消費者被害の救済のためにどのように活用することができるかを理解できているかについて評価します。具体的な事例問題の解決のために、消費者法を正しく適用できることが単位取得要件です。</p>
<b>履修上の注意</b>	<p>民法の総則と契約法に関する講義を先に履修して下さい。</p> <p>消費者にかかわる法は、しばしば法改正が行われます。最新の条文を確認できるように準備をしておいて下さい。</p> <p>また、消費者法は、現場感覚あふれる法領域です。講義を通して、企業法務を担うにせよ、市民のための法律家になるにせよ、法律実務家として、消費者問題を解決することの面白さと大変さを感じてもらいたいと思います。そのためにも積極的に講義に参加して下さいを期待します。</p>
<b>教科書</b>	<p>教科書は指定しません。講義は最新の法改正をも反映したレジュメやPower-Pointによる資料を使って行います。消費者法は改正の多い領域です。必ず、新しい書籍を読んで下さい。なお、教科書に準ずる書籍として、谷本・カライスコス・坂東『これからの消費者法』（法律文化社・2020年6月）を推薦します。</p>
<b>参考文献</b>	<p>消費者法の理解に裁判例の学修は不可欠です。河上・沖野編『消費者法判例百選〔第2版〕』（有斐閣・2020年9月）は裁判例を理解するための参考になります。また、島川・坂東『判例から学ぶ消費者法〔第3版〕』（民事法研究会・2019年11月）も分かりやすく裁判例を整理し、解説をした書籍として推薦します。なお、消費者庁や国民生活センターなどのWebにも多くの資料があります。これは講義時に指示します。</p>
<b>その他</b>	